

令和6年4月1日から 充電式電池等の 回収方法が 変わります!!!

保存版

近年、充電式電池等の混入により増加している、ごみ処理施設・収集車両の火災事故を未然に防止するため、回収方法を見直しました。
充電式電池等は、安全のためセロハンテープ等を貼り、両極を覆って絶縁してから出してください。

※このチラシは「ごみの分別・減量ガイドブック」と一緒に保存してください。

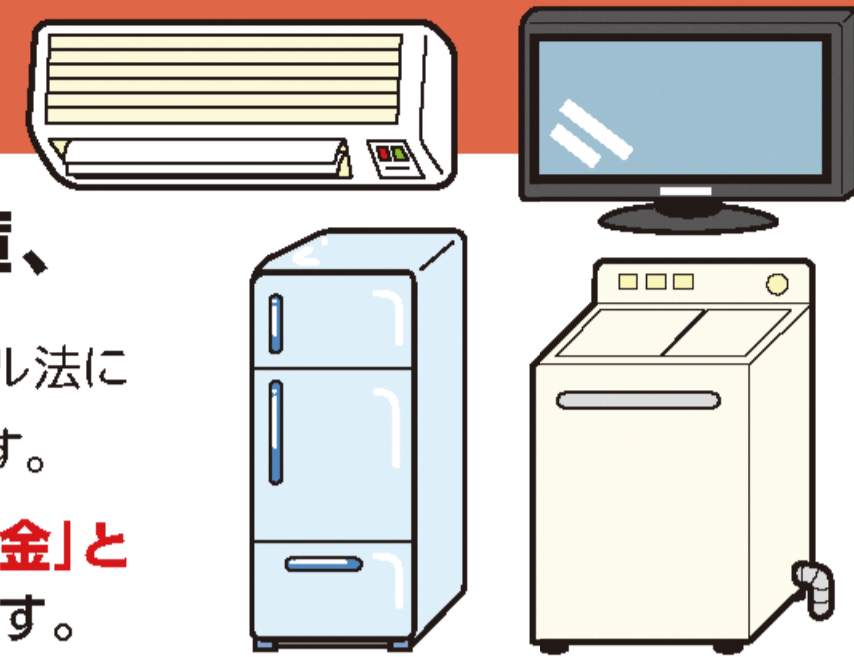
回収品目	変更前	変更後 (R6.4.1 から)
モバイル電池・バッテリー 	販売店などの協力店による回収	販売店などの協力店による回収 または 「資源回収の日」に黄色いコンテナボックスへ
充電式小型家電 	充電式電池を本体から取り出す ●取り出した充電式電池は、販売店などの協力店による回収 ●本体は、熱源利用プラスチックごみ③類へ	取り出した充電式電池は、上記と同様に扱ってください。本体は熱源利用プラスチックごみ③類として出してください。 「資源回収の日」に黄色いコンテナボックスへ(またはボックスの横に置く)
タブレット端末・スマートフォン 	販売店などの協力店による回収	販売店などの協力店による回収 または 使用済み小型家電回収ボックスへ(設置場所は裏面に記載)

詳細はちらしをご覧ください

令和6年4月1日から
充電式電池(乾電池の
ように使い捨てでは
なく、繰り返し充電して
使える電池)の回収方法
が変わりました。

家電リサイクル品

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などは家電リサイクル法に基づき、製造業者等による再資源化処理が行われます。



処分方法 方法1・方法2は「リサイクル料金」と「収集料金」の支払いが必要です。

- 買い替えの場合、新しい製品を購入するところ(販売店)に引取りを依頼
- 処分のみを行う場合、購入した店に引取りを依頼
- 購入した店が遠方または不明であるなどの場合、
【方法1】 収集運搬業者にリサイクル料金の納入代行及び指定引取場所への持込みを依頼
【方法2】 郵便局・ゆうちょ銀行でリサイクル料金を納め、収集運搬業者に指定引取場所への持込みを依頼
【方法3】 郵便局・ゆうちょ銀行でリサイクル料金を納め、自ら指定引取場所へ運搬

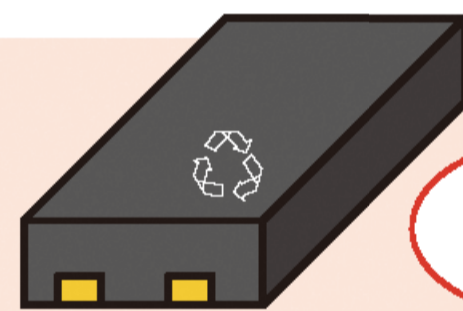
お問い合わせ ■リサイクル料金については『家電リサイクル券センター』 ☎0120-319-640
■収集運搬業者については『沼津一般廃棄物処理業協会』 ☎055-933-7829

※業務用の製品は、購入先や産業廃棄物処理業者などへお問い合わせください。

充電式電池 ボタン電池

充電式電池のリサイクル
(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)

「一般社団法人JBRC」では、使用済み小型充電式電池の回収とリサイクルを行っています。家電量販店などのお近くの協力店にお持ちください。
くわしくは、『一般社団法人JBRC』
<https://www.jbrc.com> をご覧ください。



リサイクルマークが目印です



〈一般社団法人JBRC〉

リサイクルマーク(スリーアローマーク)



ボタン電池のリサイクル

SR(酸化銀電池)、LR(アルカリボタン電池)、PR(空気電池)

「一般社団法人電池工業会」でボタン電池の回収と処理を行っています。販売店などのお近くの協力店にお持ちください。
くわしくは、『一般社団法人電池工業会』
<http://www.botankaishu.jp/m/top.php> をご覧ください。



型式記号 SR、LR、PR が回収対象です

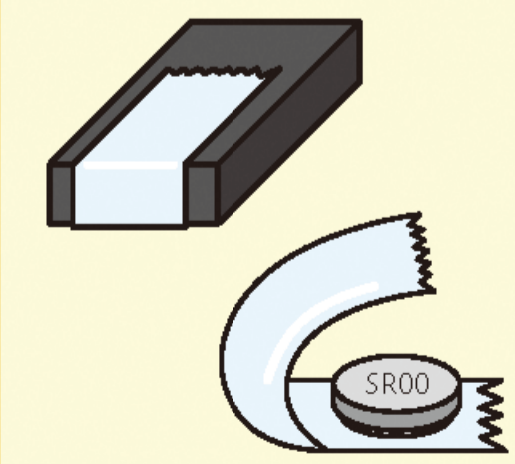


〈一般社団法人電池工業会〉

※回収対象以外のは、『資源回収の日 乾電池・ライター』に出してください。

POINT

充電式電池やボタン電池は、安全のためセロハンテープなどを貼り、両極をおおって絶縁してください。



市ではあつかえないもの
集積場に出すことや自己搬入できないものです

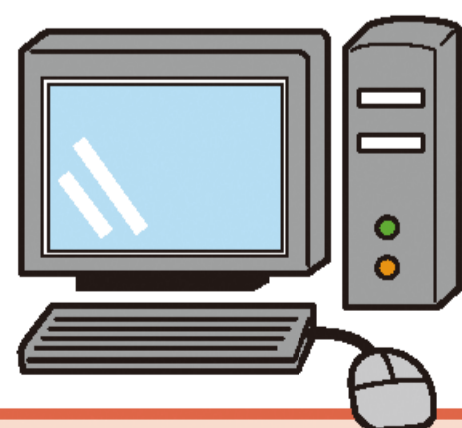
パソコン(デスクトップ)

- パソコンの処分については、製造メーカーに回収の申し込みをしてください。
- 自作パソコンやメーカーが無くなっている場合、また詳細については『パソコン3R推進協会』
<https://www.pc3r.jp> をご覧ください。



〈パソコン3R推進協会〉

※ノートパソコンは、地区センターなど市内各所に設置している使用済み小型家電回収ボックスに投入してください。(投入口に入る大きさの物に限ります。)



ごみの出し方・分別一覧表とルール

循環型社会をつくるために

燃やすごみ

プラスチック製容器包装

缶類・びん類・ペットボトル

金属類・乾電池・ライター

古紙類・古布類

せともの・ガラス・ゴム製品類

焼却粗大ごみ

熱源利用プラスチックごみ

使用済小型家電

市ではあつかえないもの

自己搬入について

情報コーナー

ごみ減量化のための3R大作戦

50音順品目別分別一覧表

事業活動により生じた廃棄物

- ①事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理すること
- ②再生利用等を行うことによりその減量に努めること
- ③廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと ①～③が事業者には法律で義務づけられています

- ◎産業廃棄物(法律及び政令で定めるもの)・・・産業廃棄物処理業者へ処理を依頼
- ◎事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外のもの)・・・一般廃棄物処理業者へ処理を依頼、または清掃プラント(クリーンセンター)へ自己搬入

一般廃棄物処理業者(令和4年1月現在(限定許可者を除く)、五十音順)

1	(株)アオキ	055-933-3333
2	(有)新井商事	055-976-8804
3	市栄産業(株)	055-966-5313
4	環境サービス(株)	055-941-6006
5	(有)正和産業	055-931-2829
6	シンワ産業(株)	055-966-2419
7	(有)大真商会	055-966-2408

8	(株)太洋社	055-962-4807
9	東海クリーンシステム(株)	055-925-5553
10	(有)東豊企業	055-986-1190
11	(有)野原商事	055-962-8788
12	(有)ふじトータルクリーン	055-963-4390
13	(有)戸田総業	0558-94-5500
14	(有)松岡商事	055-986-9126

沼津市の許可を受けた一般廃棄物処理業者に委託する。収集回数や処理料金などは業者との個別契約になります。

『沼津一般廃棄物処理業協会』 ☎055-933-7829

◎事業所から出る一般廃棄物が、月平均100kg以下である場合、
ぬまづ し じ ぎょうけい し ていぶくろ
沼津市事業系指定袋 で排出する事ができます。(資源、埋め立てごみを除く)

注意事項

- ◎事業者の責任として、ごみの出し方のルールを守って排出してください。
- ◎市に「少量排出事業者集積場所使用届」を提出してください。
- ◎排出するごみ集積場所を管理する自治会の了承を得てください。
- ◎袋には必ず事業所名を記入してください。

販売

クリーンセンター管理課、市役所環境政策課、各市民窓口事務所、大手町会館

お問い合わせ

クリーンセンター管理課 ☎055-933-0711



出せない・処理できないもの

■ごみ集積場に出せないもの

- 1.取扱店(販売店)に依頼するか、解体して清掃プラント(クリーンセンター)へ持ち込むもの
 - オルガン、電子オルガン(エレクトーン)などの大型鍵盤楽器 ●マッサージチェア
- 2.清掃プラント(クリーンセンター)へ持ち込むもの(家庭から出たもので少量に限る)
 - ブロック、レンガ、コンクリート製物干し台、瓦、臼

※解体ができない場合、多量の場合は、一般廃棄物処理業者にご相談ください。

『沼津一般廃棄物処理業協会』 ☎055-933-7829

■市で処理できないもの

取扱店、廃棄物処理業者に依頼して処理してください。

- タイヤ ●たたみ ●ピアノ ●未使用の消火器 ●耐火金庫 ●廃油(灯油、ガソリン、オイルなどの鉱物油)
- 特殊薬品(毒薬、劇薬、農薬等)と、その容器 ●農業用ビニール、シート類 ●LPGボンベ等 ●建築廃材等
- 漁業用具 ●バイク等 ●ビルドインタイプのIH・ガス台 ●土・石・砂(ごみではありません)